

オーストラリア先住民族によるランド・マネジメント¹⁾

——アーネムランド、カカドゥ国立公園、ニトゥミラック国立公園——

鎌田真弓

1 はじめに

1970年代にオーストラリア先住民族の土地権が承認されるようになって以来、今日ではオーストラリア全土の16%、北部準州(Northern Territory: 以下NTと略記)にいたっては約50%の土地が先住民族の管理下であり、その権利は海岸や海域にまでおよぶ。先住民族の土地権や先住権原が承認されたことによって、土地や水域の利用・開発にあたっては、先住民族の意思の確認が不可欠となったばかりではなく、「土地観」そのものへの変更が迫られることになった。オーストラリアにおけるランド・マネジメント(Land Management)の概念は、先住民族への土地の返還の過程で生まれてきたものである。

オーストラリアの遠隔地での開発の是非が議論される場合、従来は、鉱山資源開発、農牧畜業、森林伐採、観光業などの産業から生まれる経済効果と自然環境への影響とのバランスが主要な争点であった。特に1980年代以降の地球規模での環境問題への関心の高まりとともに、環境保全はオーストラリアにおいても大きな政治的課題となってきた。遠隔地にあるアボリジニ諸集団への返還の対象となる土地では、鉱山開発に対して、アボリジニ諸集団と市民団体や環境保護団体が連携して、しばしば激しい反対運動を展開していた。

ただし、アボリジニの人たちは、開発そのものに反対したわけではない。彼らは、狩猟・採集の権利を含む固有の文化の維持と、雇用の促進と経済的自立といった生活基盤を支えるための資源の活用と、自らの土地に関わる議論への参加や決定権を要求していたのであ

る。アボリジニの人たちにとって土地や水域は、経済的価値を生む単なる資産なのではなく、各々のアイデンティティの根幹である。それぞれの集団や個人は、精霊が住まう、聖地のある特定のカントリー(故地)に帰属し、自らのカントリーの声に従い、いつくしみ、世話をする(care)責任をもつ。イルカラやジャビルカのアボリジニが鉱山開発に反対したのは、聖地が破壊されるという理由からであった[鎌田2002]。土地の返還が進むにつれて、開発か環境保全かという二者択一ではなく、先住民族の「生活・文化圏」としての土地・水域のあり方が議論に登場することになった。

アボリジニへの土地の返還の過程で「自然環境」の捉え方にも変化がもたらされた。アボリジニの人たちにとって自然環境は「土地」(=カントリー)のあるべき姿であり、人間がきちんと世話をしてこそ正しく保たれるものなのである。「手つかずの自然(wilderness)」とは、話や儀礼の営みを通じての人間との繋がりが亡くなってしまった土地、つまり、「話も儀礼もない土地」を意味する[Lawrence 1996]。したがって、アボリジニの人たちの自然環境に対する認識は「手つかずの自然の保護」を主たる目的とする環境保全の考え方や国立公園管理のあり方とも衝突を起こした。今日のオーストラリアの国立公園管理において、「土地はそこに居る人々を必要とする(The land needs its people.)」という考え方が取り入れられるようになったことは²⁾注目に値する。国立公園としての借地契約を条件として土地が返還されたり、国立公園の多くで先住権原が認定されるケースが増加しているために、

公園管理における発想の転換が起こっているといえよう。1999年に成立した「環境保全および生物多様性保護法(Environment Protection and Biodiversity Conservation Act)」（連邦法）においても、環境保全のために政府、コミュニティ、土地所有者および先住民族の協力を促し、また、先住民族の知識を活用することが唱われている。

しかしながら、環境保全のためのプロジェクト運営において、先住民族の影響力は小さく、土地権利者であってもプロジェクトへの参画は限定的である。本稿では、オーストラリア北部の NT に位置するアーネムランド (Arnhem Land: アボリジニ領)、カカドゥ国立公園 (Kakadu National Park: 連邦政府管轄の国立公園) およびニトゥミラック (キャサリン溪谷) 国立公園 (Nitmiluk (Katherine Gorge) National Park: NT 政府管轄の国立公園) での、アボリジニの参画によるランド・マネジメントの枠組みと、その運用上の軌轍を明らかにしたい。

2. アーネムランド

2-1 'Caring for Country' プロジェクト

北海道と四国を合わせたぐらいの面積を持つアーネムランドは、1931年にアボリジニの居留区 (reserve) として指定され「白人³⁾」の入域が制限されてきたために、地元のアボリジニの伝統的な文化や言語が維持されてきた地域である。1976年に成立した「アボリジニ土地権利 (NT) 法」に基づき伝統的土地権利者が認定されて土地が返還され、北部土地評議会 (Northern Land Council) が個々の土地権利者の代理として外部との交渉にあたっている。域内には人口が100人を超えるコミュニティは12あり、その周辺には多くのアウトステーションが散在し、地元のアボリジニの代表による自治組織がコミュニティの運営にあたっている。アボリジニによる自治が保障

されているものの、NT 政府の最低限の行政サービスと連邦政府の補助金によるインフラ整備によって生活基盤が支えられており、雇用の創出が最大の課題である。

アボリジニに返還された土地の管理 (ランド・マネジメント) に際して、アボリジニの「土地観」を生かした新しい試みとして、北部土地評議会が行っている 'Caring for Country (以下 CFC と略記)' プロジェクトを挙げることができる。小規模なプロジェクトではあるものの、NT 北部にあるアボリジニ・コミュニティが主体となって、環境保全を目的とした雇用の創出を可能にし、伝統的知識の継承にも貢献するものとして期待されている。1995年に北部土地評議会内に設立された CFC ユニットは、連邦・NT の関連機関や研究機関のプロジェクトと連携して、連邦政府が先住民族委員会 (ATSIC、現 ATSI) を通じて提供する「コミュニティ開発のための雇用プロジェクト (Community Development Employment Projects: 以下 CDEP と略記)」を活用しつつ、環境分野での地域的優先事項に取り組む各コミュニティのアボリジニ組織の活動を支援している。プロジェクト内容に合わせて、運営資金は、先住民族土地公団 (Aboriginal Land Corporation)、連邦労働省 (Department of Employment and Workplace Relations)、NT 労働教育省 (Department of Employment, Education and Training)、国際自然保護基金 (World Wide Fund for Nature)、自然遺産基金 (Natural Heritage Trust)、熱帯サバンナ産官学連携研究センター (Tropical Savanna Cooperative Research Centre)、その他個別企業などの外部団体から調達されている [Northern Land Council, 2003]。

現在では、ティウィとグルート島も含めて、36のコミュニティでレンジャー (森林管理隊) が組織されて活動している。CFC プロジェクトの柱は、生態系に影響を与える外来種の動植物コントロールとブッシュファイアの管理である。鉱山開発のような大規模な経済効果

はないが、レンジャーとしての雇用や様々な技術訓練は、コミュニティの経済的自立を促す上での意義は大きい。2002年からは、海岸線と海を対象とした Caring for Sea Country プロジェクトも開始された。

中でも、近年アボリジニによる火つけ⁴⁾の効果が評価されるようになり、多くの科学的調査も行われ⁵⁾、アボリジニの人たちの参画が奨励されるようになってきたことは特筆に値する。市街地や農牧場地に近接する地域や国立公園では規制があるが、アーネムランドのようなアボリジニ領では、伝統的土地権利者がそれぞれの土地に火をつける。乾季のアーネムランドでは、あちらこちらで煙が上がっているのが見られる。

そのアーネムランドの中で、アボリジニの人たちが居住しなくなったために、十分な火つけが行われていない地域が増加しつつある。西アーネムランド中央部にある台地は、約50の氏族が土地権利者となっている地域であるが、環境が厳しく、その氏族のカントリーに足を踏み入れた者がいる氏族は30しかない。当然のことながら火が入られることはなく、数年前には大きな山火が発生した。さらに、カントリーに足を踏み入れることがなくなれば、カントリーは謡や儀礼を失い、伝統的文化や知識も途絶えることになる。CFCユニットは、NT ブッシュファイア委員会 (Bushfire Council) や地元のアボリジニ組織の協力を得て、この地域の長老の指導の下にキャンプを設営し、聖地や神話の道筋を確認するとともに、火つけを再会した。ただし、広大な地域で人が住まなくなっているため、ヘリコプターを使って上空から「火の玉」を投下しての火つけも行っている。この試みには氏族の若者も参加し、その結果、伝統的な知識を持つ長老の威信が氏族の若者の間で高まりつつあるという⁶⁾。

同時に、航空写真や衛星写真を使って、延焼の仕方や生態系への影響などの科学的な調

オーストラリア先住民族によるランド・マネジメント

査も進められている。伝統的な火つけによる野焼きは大規模な山火事の発生を阻止し、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出を押さえるものとして、主に熱帯サバンナ産官学連携研究センターと研究協力が行われている。また、自然遺産基金やNT 政府や外資系企業からの資金協力も得ている。CFC ユニットが管轄する西・中央アーネムランド地域のブッシュファイア管理区には、カカドゥ国立公園も組み込まれることになり、より組織的なブッシュファイア管理が行われることになりそうである。

2-2 マニングリダ：ジョルク・レンジャー

マニングリダはアーネムランド北岸中央部、リバプール川の河口にある人口約2000人のアボリジニのコミュニティである。ここには、マニングリダの町の行政サービスを支えるマニングリダ評議会 (Maningrida Council) と、周辺に散在する約30のアウトステーションを支えるパウイナンガ・アボリジニ組合 (Bawinanga Aboriginal Corporation) の2つの自治組織が存在する [鎌田 2004]。パウイナンガ組合は、道路整備や自動車整備、美術・工芸品の製作と販売⁷⁾、ガソリンスタンドやスーパーマーケットの経営、レンガ工場の経営など、2002年度は553人の CDEP を運営し、その数はオーストラリア全土で最大規模を誇る [BAC 2003]。遠隔地のアボリジニ・コミュニティでありながら雇用の創出に成功してきた組織であるといえよう。

パウイナンガ組合が運営するプログラムの1つに、ジョルク・レンジャー (Djelk Rangers)⁸⁾がある。ジョルク・レンジャーの活動は、1995年 CFC ユニットの創設とともに始められた。北部土地評議会の管轄地域の中では、ヌロンボイ (Nhulunbuy) にあるディムル・レンジャー (Dhimurru Rangers) とともに10年以上の経験を持つ。さらに CFC プロジェクトに先駆けて、1990年には、環境保全や環境整備の技術トレーニングと雇用を兼ねたコミュニティ・

レンジャー・プログラムが試験的に始められている [BAC 1995]。ここで留意すべきは、バウイナング組合のような自治組織のレンジャー・プログラムの第一義的目的は環境保全にあるのではなく、雇用の場の提供にあるということである。環境問題への関心の高まりに伴い、環境保全分野での潤沢になった補助金を獲得してコミュニティ発展のプログラムを立ち上げる様子には、CDEP 実績を誇るバウイナング組合の手腕が伺える。

現在ジョルク・レンジャーには、男性約60人の隊員に加えて、2002年からは女性レンジャー・プログラムも開始され約15人の女性隊員が、常勤・非常勤で働いている。「白人」は、プログラム運営のための種々の補助金の獲得と管理を担当する事務職員1人と、女性レンジャー・プログラムをサポートするために雇われている女性1人（カカドゥ国立公園での長いレンジャー経験を持つ）である。ジョルク・レンジャーは土地および資源管理を目的として、その仕事は「ランド・マネジメント」と「持続可能な収穫による商業活動」の2つに大別される [BAC 2003: 21-25]。

ランド・マネジメント・グループは、外来種の動植物のコントロールとブッシュファイアを担当する。オーストラリア北部には様々な外来種の動植物が侵入し、生態系への悪影響が指摘されてきた。外来種の動物では、家畜として持ち込まれた動物が野性化したもの（北部では豚、馬、水牛、ロバ、内陸部ではラクダや猫）が問題視されているが、この地域では水牛と豚が特に問題とされている。水牛は水辺を踏み荒らしてしまうし、豚はいたるところを掘り起こし地中の動植物を食い荒らす。聖地に被害も与えている。水牛や豚は、アボリジニの人たちの食用として利用されているため、狩猟が奨励されている。一方、近年生息地が拡大しているオオヒキガエル (Cane Toad)⁹⁾は毒を持ち、在来種のトカゲや蛇の卵、昆虫などを食べて絶滅の危機におい

やる可能性があるため、侵入を食い止めたいところであるが、生息地拡大の経過が観察できるだけで撲滅のための有効な手だてではない。また、南米から観賞用に持ち込まれたミモザ (*mimosa pigra*) は棘のある低木で、群生するため動物や人間、車両ですら通り抜けることができなくなる。湿原で在来種の植物を駆逐する勢いで拡大しており、カカドゥ国立公園では大きな脅威となっている。ジョルク・レンジャーは、ミモザの群生を発見すると、群生を囲い動物が入らないようにして種の拡散を防ぐとともに、葉を撒いて枯らす。その他様々な外来種の植物が生態系への脅威となる可能性があるが、侵入を防止する方策はほとんどなく、早期発見して拡散の状況を観察するにとどまっているといえる。しかし、遠隔地のコミュニティに雇用の機会をつくり、訓練を受けてカカドゥ国立公園などのレンジャーとして正規に雇用されるステップを提供する意義は大きい。また、若い世代が氏族の故地から離れて暮らし、カントリーとの関わりや動植物に対する知識が失われていく中で、若者が文化的基盤を継承する機会を作り出している点でも、レンジャー・プログラムは地元のアボリジニにも高く評価されている¹⁰⁾。

ブッシュファイアに関しては、アウトステーションの周辺では常時狩猟・採集が行われており、伝統的土地権利者が定期的に火を入れていて、管理が行き届いている。他方、人が住まなくなった地域に対しては、北部土地評議会の CFC プログラムの重要な担い手となり、NT ブッシュファイア委員会や研究機関との共同プロジェクトを立ち上げて、火つけやその影響の調査を行っている。特に CFC ブッシュファイア・プログラムの資金調達に関しては、バウイナング組合が持つ多くの研究者との強いパイプをもとに、熱帯サバンナ産官学連携センターと協力して、連邦のオーストラリア温室効果対策局 (Australia

Greenhouse Office) へのアプローチも試みている [NLC 2003 : 22-23]。

ジョルク・レンジャーの「持続可能な収穫による商業活動」では、ワニやクビナガガメの卵を採取し孵化させて販売したり、捕獲したワニの皮を剥いで加工用に販売したり、ナマコや海綿、クビナガガメ、mud musselsなどを研究する研究者や大学院生を受け入れて研究調査に協力をしたり、また、在来植物の種を集めて苗木を育てたり¹¹⁾、町で暮らす年寄りのために野生の食物 (bush tucker) を採集したり¹²⁾と、広範囲な活動が行われている [BAC 2003]。このような活動は商業ベースでの大きな利益を生んではないものの、CDEPを補って常勤レンジャーとしての通常の給料の支払いができる職種も生まれている。ランド・マネジメント・プログラムと同様に、CDEPを活用しながらも、自立的な経済活動を展開している点では意義深い。こうした中で、成功をおさめているのが、スポーツ・フィッシングである。保有する船は3隻で多

オーストラリア先住民族によるランド・マネジメントの観光客を受け入れることは不可能であるが、高額にもかかわらず常に予約は満杯だという。

現在バウイナング組合に所属するアボリジニの成人は約1200人、うち560人がCDEPを利用して雇用の機会を得ているが、600人近くは失業手当を受けて生活をしており¹³⁾、まだまだ自立的な経済とは言いがたい。様々な補助を得て、マニングリダの町やアウトステーションのインフラ整備は、ここ10年の間に飛躍的に改善された。しかしながら、アボリジニの人たちの平均収入や生活水準は一般のオーストラリア人とは比較にならないほど低い。アボリジニの人たちがカントリーに住まいながら自然環境に関与し、文化を維持しつつ、収入を得て、オーストラリア全体の環境保全に貢献するというCFCプロジェクトのような方策は、一石二鳥以上の効果があるといえよう。

ただし、連邦環境省 (Environment Australia) による「先住民族による保全地域プログラム

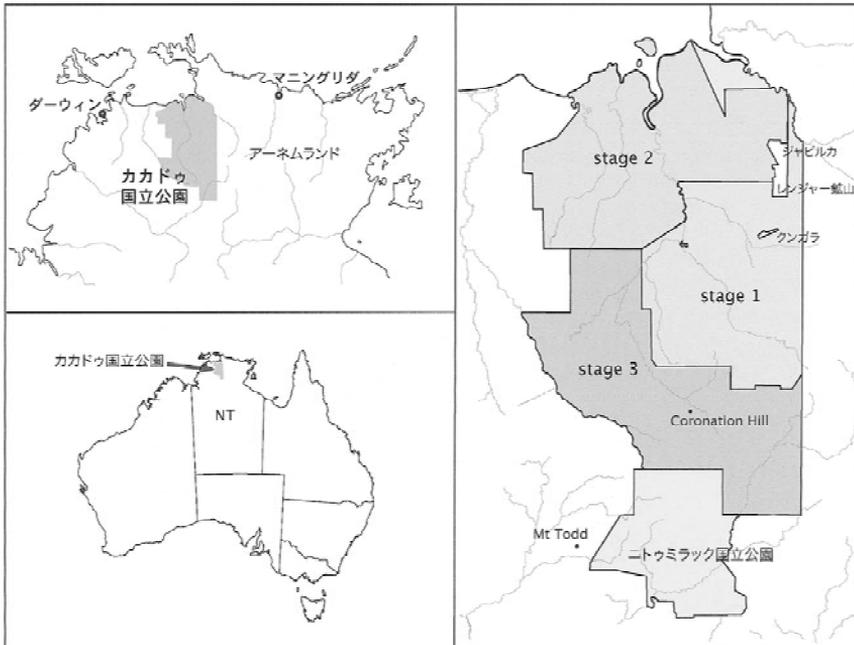


図1 カカドゥ国立公園

(Indigenous Protected Area Program)」は拡大傾向にはあるものの、資金は十分ではない。プッシュファイア・プログラムにも見られるように、パウニンガ組合は、30年近く培ってきた組織力と諸機関との独自の関係を土台として、上述のような連携に加え、連邦農林水産局 (Agriculture, Forestry, Fisheries Australia)、NT 商業・資源開発省 (Department of Business Industry and Resource Development)、NT 労働省、先住民族土地信用組合、自然遺産基金などの政府機関が提供する様々な補助金や、ノーザンテリトリー大学(現チャールズ・ダーウィン大学)、オーストラリア国立大学、キャンベラ大学との研究プロジェクト支援などを組み合わせ、環境保全の分野での技術訓練と雇用の場の拡大を試みている。

3. カカドゥ国立公園

3-1 国立公園指定の経緯：環境保全、鉱山開発、アボリジニの土地権

アーネムランドに隣接するカカドゥ国立公園は、毎年20万人ほどが訪れる観光地で、自然遺産と文化遺産の両方の複合遺産として世界遺産にも登録されている。アボリジニの土地権が認められたオーストラリアで最初の国立公園でもある。より正確には、ウラン鉱山開発と抱き合わせて国立公園化が策定され、国立公園への借地を条件として公園内のアボリジニの土地権が認定されたということになる。1979年に第1期地区 (stage 1) が国立公園に指定された。それ以来、1984年に第2期地区 (stage 2) が、1987年に第3期地区 (stage 3) が指定され、現在は四国ほどの面積をもつオーストラリアで最大規模の国立公園である。(地図参照) カカドゥ国立公園の借地契約は、後のグリグ国立公園 (Gurig National Park) (1981年) やニトゥミラック国立公園 (1989年)、ウルル-カタ・ジュタ国立公園 (Uluru-Kata Tjuta) (1985年) の伝統的土地権利者と

NT・連邦政府国立公園管理局との借地契約のモデルとなった。

カカドゥ国立公園の成立過程は、ウラン鉱山開発とアボリジニの土地権請求が絡み、また、NTの自治政府成立時期にあって、国立公園の管轄権や土地権承認をめぐる連邦政府との政治的駆け引きが展開されたために、極めて複雑な様相を呈するものであった [Lawrence 2000; Birkhead *et. al.* eds 1993; Press *et. al.* eds 1995]。アリゲータ川地域¹⁴⁾での国立公園計画は1960年代に始まり、1968年には調査報告書が提出されて、1970年に公園設置のための準備委員会が組織された。一方この時期、ウラン鉱山の探査も始められ、レンジャー、クンガラ、ナバレク、ジャビルカ鉱山が発見されていた。公園計画地域の中にはアボリジニ居留区もあったが、区域内に居住するアボリジニはいないと報告されており、岩絵などのアボリジニ文化遺産の保護の必要性のみが認識されていた。カカドゥ国立公園指定に向けての連邦政府の動きは遅く、アボリジニの文化遺産を盗掘から守るためにも、NT政府はカカドゥ国立公園計画地域の一部を「アリゲータ川自然保護区 (Alligator Rivers Wildlife Sanctuary)」に指定した [Lawrence 2000: 45-73]。

1972年に長期保守系政権からの政権交替を果たしたウィットラム労働党政権は、国内・対外政策に大きな転換をもたらしたが、環境保護問題へも関心を示し、1974年には「環境保護法案 (Environment Protection Bill)」が連邦議会に提出された。同年、連邦政府は世界遺産条約にも署名し、カカドゥ国立公園指定の動きが加速化することになった。国際条約による登録指定地域になれば、連邦政府が国立公園管理の権限を握ることが可能になることを意味した。さらに、1970年代はアボリジニの土地権回復運動も活発化していた。イルカラ訴訟を契機にアボリジニの土地権に関する諮問委員会 (ウッドワード委員会) が設立

され、1976年には「アボリジニ土地権利 (NT) 法」が成立した。一方、ウィットラム労働党政権はレンジャー・ウラン鉱山開発と加工済ウランの輸出にも合意したのである。

連邦政府はウラン鉱山開発の許諾の是非を検討するために、1975年に「レンジャー・ウラン開発に関する環境調査 (the Ranger Uranium Environmental Inquiry)」を諮問した。国民の間でのウラン鉱山開発への反対は強まりつつあったが、第1回報告書(1975年)、第2回報告書(1977年)(フォックス報告書)ともにレンジャー・ウラン鉱山開発に反対する理由はないという結論であった。また、第2回報告書は、国立公園の設置と公園内のアボリジニの土地権や自主決定権の承認を勧告した。フォックス報告書では、土地権に関するウッドワード委員会の勧告を踏まえて、公園管理・運営へのアボリジニの人たちの参加と、雇用の場の提供なども勧告されたのである。返還された土地の信託法人や伝統的土地権利者を代表する北部土地評議会は、国立公園という形で土地の返還と鉱山開発による経済効果を重視して、ウラン鉱山開発・国立公園設置・土地権の回復の抱き合わせの提案に合意した¹⁵⁾。カカドゥ国立公園の第1期地区の一部は返還時に「カカドゥ・アボリジナル土地信託法人 (Kakadu Aboriginal Land Trust)」として信託法人が設置され、99年間の借地契約を「国立公園庁 (National Parks and Wildlife)」(連邦)と締結し、国立公園としての利用を認めた。連邦政府は公園指定地区の一部をNT政府から獲得して¹⁶⁾、1979年、第1期地区がカカドゥ国立公園として指定された。一方、レンジャー鉱区は、地理的にはカカドゥ国立公園内に位置しながら、鉱山借地として国立公園指定から除外されたのである¹⁷⁾ [ibid. : 74-113]。

レンジャー開発の鉱山使用料の受け皿として設立されたガガジュ協会 (Gagudju Association) は、借地料や鉱山使用料収入を

オーストラリア先住民によるランド・マネジメント

使ってクインダ (Cooinda) のロッジやジャビル (Jabiru) のクロコダイル・ホテル経営、域内でのアウトステーションの設立、水牛牧場の経営、イエローウォータ・ポートクルーズの運営、ボーダー・ショップ¹⁸⁾の経営などを行ってきた。当初は100人余の伝統的土地権利者が所属していたが、現在では成人230名、子供80名近くのメンバーを抱える¹⁹⁾。

1978年北部土地評議会は、50名のアボリジニを代表して、カカドゥ国立公園の第2期地区を含むアリゲータ地域における土地権請求を提出した。第2期地区の土地権は承認され、1984年、ジャビルカ・アボリジナル土地信託法人 (Jabiluka Aboriginal Land Trust) と国立公園庁の間での借地契約が結ばれた。この時、レンジャー鉱区と同様にジャビルカ鉱区は公園指定地域から除外された。1987年には第2期地区も世界遺産に登録された。借地契約に基づき、1991年の時点では、年間175,701ドルの借地料と、公園入域料などの収入の25%がアボリジニ側に支払われることになった²⁰⁾。

1987年にカカドゥ国立公園に組み込まれた第3期地区は、ジャオワン (Jawoyn) アボリジニの人たちに関わる土地で、紆余曲折の後に土地権が認定され、ジャオワンの人たちもカカドゥ国立公園管理に加わるようになった。カカドゥ国立公園南部の公園指定計画地域に関して、第2期地区の土地権申請時の1978年に、ジャオワンの人たちによる土地権の請求がなされたが、土地との関わりを示す十分な証拠が示されていないとして認定されなかったいきさつがある。同年、北部土地評議会はジャオワンの人たちの代理として、カカドゥ国立公園地区の南西に位置するキャサリン溪谷国立公園 (Katherine Gorge National Park) を含むキャサリン地区の土地権請求も申請していた。この地域では、後述するように、ジャオワン・アボリジナル土地信託法人 (Jawoyn Aboriginal Land Trust) がNTの保全地公団 (Conservation Land Corporation) と借地契約を

結び、1989年にニトウミラック国立公園が成立した。この交渉過程でジャオワンの人たちは、カカドゥ国立公園のように連邦国立公園庁との借地契約の可能性を示唆しながら、NT政府との交渉を有利に進めたのである。

1987年、北部土地評議会は、コロネーションヒル鉱区を含む、カカドゥ国立公園南部の土地権請求を申請した。また、1992年には、第2期地区土地権申請時に却下された地区に関しても再度土地権請求が提出された。同時期、コロネーションヒルの鉱山開発申請も提出されていたのである。

コロネーションヒルは牧場借地の中であって小規模なウラン採掘が行われていたが、1984年には金とプラチナの採掘が開始された。ジャオワン・アボリジニは聖地の存在を理由に採掘の継続に反対し、1985年にはNT政府が聖地として指定するために、連邦政府は第3期地区を提起してカカドゥ国立公園の拡張計画を示すとともに、コロネーションヒル地区の問題があれば採掘を停止できる保全地区(Kakadu Conservation Zone)に指定することを発表した。これに対してジャオワン・アボリジニはこの地域にはBulaと呼ばれる聖地群があり、破壊があれば災害がもたらされる「災いの地(sickness country)」であるとして採掘の完全停止を求めた。オーストラリアの環境保護団体もこぞって採掘の継続に反対したために、コロネーションヒル開発問題は連邦選挙の 이슈にまで発展したのである。しかも、ジャオワン・アボリジニの中にBulaや「災いの地」の存在を否定する者が現れたために、議論は錯綜した。最終的には、1991年に連邦政府はコロネーションヒルでの採掘を禁止し、コロネーションヒルのある「保全地区」をカカドゥ国立公園に編入することを決定した。1992年、グンロム・アボリジナル土地信託法人(Gunlom Aboriginal Land Trust)が国立公園庁と借地契約を結び、カカドゥ国立公園は現在の姿となった [ibid. : 135-166]。

3-2 アボリジニとの共同管理 (Joint Management)

「アボリジニ土地権利 (NT) 法」の成立以降、NTでは数多くの土地権の請求が申請され、国立公園地域もその例外ではなかった。カカドゥ国立公園の設立過程は、国立公園の目的である環境保全とアボリジニの土地権の承認と鉱山開発のすべてを可能にした最初の試みであった。つまり、鉱山開発区域を除外して国立公園区域を指定し、国立公園側への借地を条件として公園区域内のアボリジニの土地権を承認したのである。土地権利者のアボリジニは、国立公園からの収入や雇用の場が提供されるという経済的効果が期待できたが、一方で、アーネムランドに見られるような自らのカントリーへの自由な関わりには大きな制限が課せられることになった。

国立公園内の土地権の認定とともに、公園管理へのアボリジニの参画が奨励された。「共同管理」の必要性はウッドワード報告書で指摘され、また、フォックス報告書でも、アリゲータ川地域の開発や土地管理に関してはアボリジニの人たちと協議すること、地域開発を担当する委員会などにアボリジニの代表が参加すること、委員会の他のメンバーもアボリジニと土地との関わりに理解ある人を選ぶこと、土地に関するアボリジニの人たちの意思は第三者による審議なしに却下されるべきではないこと、開発計画ではアボリジニの人たちの居住を認めること、などの基本方針が示された [Woenne-Green et. al. 1994:274-275]。1978年に結ばれた借地契約では、公園管理に必要な技術訓練の場を地元のアボリジニの人たちに提供すること、アボリジニの文化や彼らの必要とするものを認識し雇用の場を提供すること、アボリジニの伝統・文化・言語に対する非アボリジニの人たちの理解を促進すること、伝統的土地権利者の公園の利用や公園内での移動に関する意見を反映させるために、公園管理計画 (Management Plan) の作成

にあたっては北部土地評議会と協議すること、などが唱われた [Press and Lawrence, 1995 : 8]。公園管理の現場ではアボリジニの公園管理官 (ranger) の数は年々増加し、非アボリジニとアボリジニの間での協力関係は深められてきた。現在公園内のアボリジニの雇用者数は4割以上を占める。また、非アボリジニの公園管理官は、アボリジニの社会・文化を理解するための異文化理解の実習の履修が義務づけられてきた [Australian Government 2002 : 46]。

しかしながら、カカドゥ国立公園設立当初は、公園管理・運営に関する決定に関しては、アボリジニの土地権利者と協議する必要性は認識されていても、彼らの主体的な参加を保障する制度の確立にはいたらなかった。カカドゥ国立公園運営へのアボリジニ土地権利者の参画を保障した「共同管理」は、1991年の公園管理計画で初めて導入されたものである。91年の公園管理計画では、アボリジニの代表が多数を占める公園管理評議会 (Board of Management) の設置が定められた。14名の評議員から成る評議会は、10名は公園内のアボリジニ土地権利者の代表から、残り4名のうち2名は国立公園管理庁から、1名は観光業界、1名は環境保全団体のそれぞれの代表で構成されることになった。この評議会の役割は、公園管理計画を策定すること、管理計画に基づく公園運営に関する決定を下すこと、公園管理を監視し、カカドゥ国立公園の今後のあり方に関して連邦環境大臣 (Minister for Environment) に助言することであった。また、10名の土地権利者の代表は公園南部のジャオワン言語集団から3名、中央部のグンジェミ／マヤリ (Gundjeyhmi/Mayali) から3名、北東部のガガジュから3名、北西部のリミンガン (Limilngan) の1名で構成された。現在はアーネムランドのグンバラニヤ (Gunbalanya: 別名オーエンペリ) から1名も参加し、評議会構成メンバーは15名となっている

オーストラリア先住民族によるランド・マネジメント

[Lawrence 2000:199-200]。このような共同管理のシステムは、後述のニトゥミラック国立公園にも導入されているが、カカドゥ国立公園より後に設立されたウルルーカタジュタ国立公園で最初に導入されたものがモデルとなった。

アボリジニの代表が多数を占める公園管理評議会の設置によって、公園運営に土地権利者の声を反映することが可能となった。しかし、アボリジニの公園運営への参画枠組みとしては、まだ多くの問題を抱えるものでもある²¹⁾。

まず第一に、評議会に提出される資料には、英語を母語とする人間ですらも難解な専門用語が使用され、特に会計諸表などは素人では理解が不可能なものもある。評議会が公園運営に決定権を持つとはいえ、そうした専門用語で武装された審議事項に関して、限られた時間でアボリジニの代表が要領よく意見を述べ、十分な審議をすることは困難である。しかも、評議会には行政執行権はなく国立公園管理局長 (Director of National Parks)²²⁾にある。

第二に、カカドゥ国立公園区域内には、話者の多い3つの言語集団(クニング、グンジェミ、ジャオワン)の他に少なくとも7つの言語集団があり、多くの氏族集団が存在して、アボリジニ諸集団の意見調整が難しい。土地権利者は父系で継承される氏族集団で、氏族間で神話を共有しながらも、それぞれが自らのカントリーへの責任をもち、他者のカントリーの諸問題に口出しをしたり決定を押し付けたりすることを嫌う。土地への権利をめぐる氏族間で対立が起こることもあるし、一つの言語集団内でも、鉱山開発や土地利用で異なる意見を持つこともある。つまり、公園管理評議会を構成するアボリジニの代表が、土地権利者である諸集団の意思を必ずしも代弁できるわけではない。

第三に、多様なアボリジニ諸集団間での対立がある状況で、公園管理の現場にある「白

人」の公園管理官は特定のアボリジニ集団と関わることを避ける傾向にあるために、現場の声が審議・決定の場に届きにくく、大臣や公園管理局の官僚レベルで物事が決まってしまうことが多々ある。公園内に多種多様なアボリジニ集団が存在するためにかえって、「共同管理」の意図に反して、アボリジニの土地に関わることに「白人」の介入を生む結果となりやすい。

第四に、カカドゥ国立公園の何を保全すべきなのか、「生物多様性の保全」とはどのような状況なのか、土地権利者であるアボリジニの人たちどのような権利を持つのか、国立公園管理の根本的な問題には未だ答がない。

世界で最初の国立公園はアメリカのヨセミテ国立公園であるが、そもそも国立公園の目的は、自然環境の保全であり、同時に、市民にリクリエーションの場を提供することであった。国立公園の本来の趣旨からすれば、公園内に居住を認め公園内の資源を利用することは例外的であるといつてよい。アボリジニの人たちの公園内での居住、儀礼、移動、狩猟・採取の権利は認められているが、商業目的での狩猟・採集は認められていない。カカドゥ国立公園管理計画²³⁾では、公園内は観光客によるアクセスやキャンプなどが可能な地区や、アクセスが制限されて自然環境保全が優先させる地区、一般には全く公開されていない地区など、アクセスの度合いや優先事項による地域区分がなされている。しかし、カカドゥ国立公園内に土地権を持つアボリジニにとっては、自分たちの土地を国立公園に提供することを余儀なくされているのであって、公園内にあるカントリーが生活空間であり、彼らのアイデンティティの根幹であることには変わりない。土地権利者からすれば、自らのカントリーが国立公園内にあるゆえに、カントリーへの関わりのあるべき型が維持できないということになる。

さらに、国立公園が土地権利者に高い経済

的利益をもたらしているかといえば、そうではない。国立公園側から土地権利者への支払いは2002年度で110万ドル、成人1人あたりの収入は単純に計算しても4000ドル(28万円)に満たず、実際は土地信託法人への支払いとなるため、そのまま個人の収入にはならない。観光業での活動においても、ガガジュ協会やジャビルカ協会(Djabulukgu Association)²⁴⁾が運営するツアーやホテルの経営があるぐらいで、赤字経営も多く、経済的利益をもたらしているとはいいがたい。

それでは、観光業の発展は、「アボリジニの文化」への理解を促しているのだろうか。オーストラリア人の多くは、四輪駆動車やキャンピングカーで訪れて、釣りやキャンプ、ブッシュウォークなど、大自然を満喫するなど、リクリエーションが目的である。「アボリジニの文化」に関心を持って訪れる観光客(特にヨーロッパからの観光客)も多いものの、大半は大型バスで岩絵が公開されている場所を訪れるのであって、実践されている文化を理解できる機会はほとんどない。例えばアボリジニの文化では、他者のカントリーに入る場合は、伝統的に管理責任を持つ氏族の許可を得て、ホストに敬意を払うものであるが、そうした文化への理解と実践は観光客やビジターに求められてはいない。しかも、現在のところカカドゥ国立公園内では、ウルル-カタ・ジュタ国立公園のようなアボリジニ組織によるツアー²⁵⁾は組織されていない。アボリジニの人たちが主体となって自らのカントリーへのツアーを組織しない限り、カカドゥのアボリジニが望むような土地との関わりを通じた現実のアボリジニの文化の体験[Palmer 2001:263]は難しいであろう。

ブッシュファイア、外来種の動植物のコントロールといった、狭義のランド・マネジメントに関するイシューでも、アボリジニと非アボリジニ、あるいはアボリジニ諸集団間での対立が見られる。カカドゥ公園管理局は森

林管理の方法として、アボリジニ土地権利者との協力による火つけを採用しているが、地域や時期で火つけの時期が計画されていて、アボリジニの人たちは慣習に基づいて自由に行うことはできない。生物多様性の保全を重視する公園側にとっては、「生態系の破壊」を生むようにブッシュファイアに対しては批判的である。また、観光スポットやキャンプ場などの周辺や、「生態系への甚大な被害」を起こす可能性のある乾季の終わり頃の火つけは、非アボリジニの人たちの理解が得にくいとして制限されている。

野性化した動物の駆除に関しても、合意に至るのは容易ではない。例えば、レンジャー鉱山からの借地料などを使ってガガジュ協会が経営している水牛牧場は、鉱山の閉鎖に伴い赤字経営に陥るため、国立公園内にあるこの牧場の閉鎖が検討されている。水牛は水辺を荒らす「害獣」であるが地元のアボリジニにとっては重要な食料源である。アボリジニの人たちの中では、この牧場の存続を願う声は強い。あるいは、豚の駆除に関してはある程度の合意があるといわれるが、馬の射殺には反対するアボリジニも多いという。この地域ではかつて牧童として働いた経験のある年配のアボリジニが多く、馬には親近感を持っているからである。また、馬も水牛もは既に自然環境の一部であると主張する人たちもある。水牛に関しては、アボリジニのドリーミングで最も重要だとされる虹蛇の生まれ変わりだという語りもあるという。最も意見の相違が少ないのが帰化植物やオオヒキガエルのコントロールである。現在カカドゥ国立公園では98種の外来種の植物が確認されており、中でも大きな脅威となっているのがミモザとサルビニア (salvinia)²⁶⁾で、湖沼が重要な狩猟・採取の場であるアボリジニにからは、管理局の取り組みが不十分であるとの批判も出ている²⁷⁾。

岩絵の保存に関しては、アボリジニの人た

ちは高い関心を示している。しかし、化学物質を使った高度な保存技術の利用は、彼らの岩絵であるにも拘わらず、専門的知識を持たないアボリジニを周辺化してしまう傾向がある。アボリジニの人たちは、何をどのようにして保存するのかの決定に際して、彼らの主体性が侵害されることには、当然のことながら極めて敏感である。ヘッド (L. Head) は、非アボリジニによるアボリジニの文化遺産の「考古学的価値」の偏重、つまり「古ければ古いほど価値がある」という考え方を鋭く批判している [Head 1996]。

アボリジニの土地権を認めたカカドゥ国立公園の設立は、その後の土地権請求に大きなはずみをつけ、ランド・マネジメントへのアボリジニの参画を制度化した重要なステップだったといえる。しかし、西欧的な公園管理の構造の中で、公園内のアボリジニ土地権利者は、自らのカントリーへの関わりを大きく制限されることになったといえよう。特にカカドゥ国立公園のような多数のアボリジニ集団を抱える地域では、アボリジニ社会の構造に即した方法で代表を選出し、共同管理への参画を促すことが必須であるように思う。

4. NT 政府の国立公園管理

4-1 ジャオワン・アボリジニとニトゥミラック (キャサリン溪谷) 国立公園

ニトゥミラック (キャサリン溪谷) 国立公園はカカドゥ国立公園の第3期地区の南西部に隣接するが (地図参照)、カカドゥ国立公園とは異なり、ジャオワン・アボリジニがNT政府の国立公園管理局²⁸⁾と借地契約を結んで共同管理を行っている国立公園である。この国立公園管理においては、ジャオワンの人たちは、カカドゥ国立公園のアボリジニの土地権利者よりも強い影響力を持つ。その最大の理由は、カカドゥ国立公園南部からキャサリン地域にかけては、ジャオワン言語グループ

のカントリーで、カカドゥ国立公園地域のよ
うな複数の言語グループのカントリーを包含
せず、地元のアボリジニの意思の統一が図り
やすいことにある。また、国立公園地域をカ
ントリーとするジャオワンの人たちも、過去
の牧場の開拓で土地を追われ、牧場労働者
として働いてきたために、現在は大半はキャ
サリンの町に住み、ニトゥミラック国立公園
の土地が返還されても、公園指定地域に住む人
口は小さい。

キャサリン渓谷は1962年に、エディス滝は
1964年に国立公園に指定され、1977年に2つ
の国立公園地域が統合されて1つの国立公園
指定地域となった。1978年には「アボリジ
ニ土地権利 (NT) 法」に基づき、ジャオワン・
アボリジニがこの地域での土地権請求の申請
出したが、公聴会が開始されたのは1983年、
公園地域がアボリジニに返還されたのは1989
年で土地権認定には10年にも及ぶ年月を要し
た。土地権の認定と同時に、アボリジニ側か
ら NT 政府への借地契約が結ばれ、NT 政府は
「ニトゥミラック (キャサリン渓谷) 国立公園
法」を成立させて、共同管理による国立公園
運営が開始された²⁹⁾。ジャオワン・アボリジ
ニと NT 政府との間のニトゥミラック国立公
園の借地契約では、カカドゥ国立公園やウル
ルーカタジュタ国立公園と同様に、アボリジ
ニの土地権利者の権利を保護し、技術訓練や
雇用の確保が約束された。借地料としては、
年間10万ドルと、公園収入の50%が支払わ
れることになった [Woenne-Green *et. al.* 1994:
290]。1991年には、約500人のメンバーか
ら成るジャオワン組合が組織され、国立公園管
理を含むキャサリン地域のジャオワン・アボ
リジニの自治組織として成長していった。ま
た、カカドゥ国立公園の南、ニトゥミラック
国立公園の東に位置するエヴァ・ヴァレー
(Eva Valley) 牧場借地もジャオワンの人た
ちに返還され、その返還された土地の一部は
ニトゥミラック国立公園に併合されて、ニトゥ

ミラック国立公園の面積は75%拡大した。

キャサリン渓谷国立公園地域での土地権請
求が行われた時期、ウルルーカタ・ジュタ国
立公園の管理権を巡って連邦政府と NT 政府
の間が激しく対立し、また、カカドゥ国立公
園の第3期地区でのジャオワン・アボリジ
ニ土地権が争われていた。アヌング・アボリジ
ニによるウルル (エアーズロック) 国立公園
の土地権請求は一度は却下されたものの、1983
年連邦労働党政権はアボリジニへの返還の意
思を示し、1985年に返還された。アヌング・
アボリジニは NT 法での土地登記を望まず、
一環して連邦政府との交渉を続けたために、
ウルル国立公園の土地権返還 (および連邦政
府への貸し付け契約) の式典には、NT 政府
代表は欠席をするという事態に進展した。ま
た、前章で論じたように、コロネーションヒ
ル鉱山問題を含め、カカドゥ国立公園の第3
期地区の土地権認定は難航していた。

ジャオワンの人たちは、ニトゥミラック国
立公園の西側に隣接するウェレンバンバー
ニヤン (Werenbun-Barnjarn) 地区では、「アボ
リジニ土地権法」による土地権請求など、連
邦法の枠組みでの土地権・先住権の認定を求
めない代わりに、NT法でのアボリジニ領 (free
hold) としての登記を選択することによって、
NT 政府から大きな譲歩を引き出したのであ
る。ウェレンバンバーニヤン地区の NT ア
ボリジニ領としての登記は、ジャオワンの人
たちの鉱山開発も可能にした。マウントトッ
ド (Mt. Todd) の金鉱山開発をめぐるのは、
1993年に Zapopan 鉱山会社、NT 政府と契約
を結んで、ジャオワン組合は鉱山開発に乗り
出した [Jawoyn Association 1994 : 18-20]。こ
の鉱山は金価格の低迷とともに1997年に閉鎖
されたが、ジャオワン組合によるマウントトッ
ドの鉱山開発への参入は、マウントトッドの
環境や聖地の保全の訴えや、カカドゥ国立公
園第3期区のコロネーションヒルの開発継続
反対運動をジャオワンの人たちと共に展開し

た自然保護団体から激しい怒りをかかった。

ニトゥミラック国立公園の共同管理は、借地契約当初から約束された。公園管理評議会には合計13名の評議員から構成され、うち8名をジャオワン組合が、3名はNT公園・野生動物植物保全委員会 (Parks and Wildlife Commission) が、1名はキャサリン市長が指名し、残り1名はカカドゥ公園管理評議会のアボリジニの評議員である。ニトゥミラック公園管理評議会の役割は、公園管理計画を作成し、公園運営に関する様々な決定を下し、公園内でのアボリジニの権利を保障し、聖地などアボリジニの伝統で重要性をもつものを保護することにある。必要ならば条例を制定し、スタッフの雇用の権限も持つ。こうした権限はカカドゥ公園管理評議会には付与されておらず、ニトゥミラック公園管理評議会はより強力な権限を持つといえる。一方で、カカドゥやウルルーカタ・ジュタ公園管理評議会のように、国立公園局の官僚や担当大臣への助言をする機会は少なく、ニトゥミラック公園管理評議会の関心は当該公園の運営が中心で、公園管理や環境保全の全般的な政策決定への関与は小さいと指摘されている [Woenne-Green *et. al.* 1994:291-92]。特にアボリジニ側からは、公園管理評議会の最重要課題は、公園運営のすべての面でアボリジニの雇用と技術訓練の機会を拡大することであるとされた [Jawoyn Association 1994:32]。

ジャオワン組合は、ニトゥミラック国立公園運営の中の経済活動に積極的に関わってきた。ニトゥミラック国立公園には年間20万人以上の観光客が訪れ、そのうち10万人は、キャサリン渓谷のボートクルーズを利用して³⁰⁾。このボートクルーズ運営するニトゥミラック・ツアーは、ジャオワン組合とキャサリンにある旅行会社トラベルノースとの合弁事業として1993年に設立された。以後、順調に利益を生んでいる。1997年には、NT政府とニトゥミラック・ツアーの共同出資でジ

オーストラリア先住民族によるランド・マネジメント

ター・センターが建設され、ジャオワン・アボリジニの伝統文化を紹介する展示場が設置された [Parks and Wildlife Commission 1997:57]。ビジター・センター内へのレストランと売店もジャオワン組合の経営である。公園内には、キャンプ場や遊泳場所、遊歩道が整備され、ジャオワン・アボリジニの歴史や神話を紹介する表示も設置されて、ジャオワンの人たちとその土地の関わりも説明されている。

4-2 新しい国立公園管理システムの模索

2001年8月、NT史上初めて労働党が政権を獲得し、首席大臣省 (Department of Chief Minister) に先住民政策室 (Office of Indigenous Policy) が設置された。NT労働党政府は先住民との良好な関係を構築することに積極的で、両者の関係は好転してきたといわれている。またNT経済における観光業の必要性を認識し、国立公園整備への積極的な取り組み姿勢も示してきた。

2002年10月には、NT政府管轄の国立公園管理に関して新しい枠組みが発表された。国立公園内でも先住権原を認める判決が出され、国立公園内での先住権原認定をめぐる数多くの煩雑な手続きや訴訟が生じてきたため、土地権利者との協定を締結することによって公園管理を効率的に行おうとするものである。その枠組みでは、国立公園として利用するためにNT政府に対して借地をすることを条件として、NT政府管轄の国立公園や保全地域のアボリジニ領としての登記を認め、公園の共同管理を行なうことが明記されている。ただし、既存の観光業者の利権や鉱山などの開発権を侵害するものではなく、また、公園は観光客など一般市民に開放されることを約束している。NT政府は北部土地評議会および中央部土地評議会 (Central Land Council) と協議を重ねて、2003年11月には「公園および保全地区法 (Parks and Reserves (Framework for the Future) Act) を成立させた。「公園およ

び保全地区法」では、公園および保全地区の先住民土地権利者と政府の協力関係を醸成すること、先住民の文化・知識・意思決定方法を尊重して先住民土地権利者の利益を守ること、生物多様性を保全すること、NTの人たちや公園利用者の教育的目的やリクレーションに役立てること、幅広く地域の支援を得ることなどが唱われている³¹⁾。

現在 NT では、連邦政府管轄のカカドゥ国立公園とウルルーカタ・ジュタ国立公園、NT 政府管轄のニトゥミラック国立公園、ガリグ・グナク・バルル (Garig Gunak Barlu) 国立公園、ジュークビニ (Djukbini) 国立公園、バラニ (Barranyi) 国立公園、ワタルカ (キングス・キャニオン) (Wattarrka (Kings Canyon)) 国立公園の一部あるいは全地域でアボリジニの土地権が承認されて、共同管理が試みられている³²⁾。今後は、NT の国立公園の大半で、地域の状況によって差異はあるものの、これらのようなアボリジニとの共同管理制度が導入されることになろう。

さらに「NT の公園管理および環境保全の基本計画」(NT Parks and Coservation Masterplan) の策定が試行されているように、今後は、国立公園や保全地域における生物多様性保全が最重要課題とされるであろう。公園管理および環境保全に関する提言書³³⁾では、公園管理における生物多様性保全とビジターによる公園利用とのバランスが検討課題とされている。しかし、カカドゥ国立公園の共同管理でも議論されてきたように、公園域内でのアボリジニ土地権利者の居住と狩猟・採集や儀礼を行なうための土地利用を認めるだけでなく、持続可能な資源の商業利用の可能性も議論されてしかるべきであろう。地元のアボリジニによる外来種の動植物のコントロールや「火つけ」による森林管理のために、上述した北部土地評議会の CFC プログラムを有効に活用することが考えられる。また、今日、アボリジニの伝統楽器であるディジュリ

ドゥは土産物としての人気が高く、楽器の材料となる木材の国立公園内での違法伐採が大きな問題となっており、(特に、伝統的土地権利者による森林管理のもとでの伐採ではなく、「白人」業者による違法伐採が深刻であると報告されている [Taylor ed. 2002])、アボリジニの土地権利者参画型の森林管理が必要とされよう。

NT の観光業における国立公園の重要性が認識される中で、雄大な自然とともにアボリジニの文化は、その観光の目玉商品でもある。NT 観光局 (NT Tourist Commission) 統計によれば、NT を訪れた観光客の 17% は、現状よりももっと多くアボリジニ文化を知りたいと答えている。こうした観光客の要望に応え、アボリジニの文化を紹介する設備を整えるにあたっては、アボリジニ文化を英語文化に正しく翻訳することが肝要である。しかし、何が「正しい」翻訳なのかを判断することは極めて難しい。当然のことながら、地元のアボリジニ・コミュニティの参画が不可欠であるが、どのようにアプローチするかすら「白人」関係者には判らないことが多い。NT 政府は、アボリジニ文化の翻訳に際してのガイドラインを作成して、公園管理の関係者を対象とした研修制度を実施している。そのガイドラインでは、各プロジェクトの設定、調査、具体化、実施、評価、維持のそれぞれの局面で、フローチャートにそって、何に配慮し、具体的にどのような作業が必要なのかが明示されている [Parks and Wildlife Commission 2000]。観光業の発展や政治的適正 (political correctness) の提示といった実利的な目的であれ、プログラムの計画段階から維持に至るまで、「白人」側がアボリジニの意思と文化的慣習を尊重することを義務づけていることは、オーストラリア社会の大きな変化として特筆に値する。

- シュファイアは cold fire と呼ばれる。
- 5) アボリジニの火つけの意義に関しては、1960年代に Ryth Jones が指摘しているが、その後 Chris Haynes や Marcia Lungton などの文化人類学者が環境保全での積極的な役割を主張してきた。1995年には連邦政府の産官学連携研究プロジェクトの一環として、熱帯サバンナ産官学連携研究センターが設立され、CSRIO や連邦・州の農業、環境、国土開発の関係省庁、大学研究機関などが連携して、オーストラリア熱帯サバンナ地域のランド・マネジメントに関する研究を行っている。火つけに関しても多角的な視点からの研究成果が発表されている。例えば、*Savanna Burning* [Dyer et. al. eds 2001] を参照されたい。
 - 6) 北部土地評議会 CFC ユニット Michael Torrs 氏および Peter Cooke 氏とのインタビュー (2004年8月19日、ダーウィン)。
 - 7) 2004年の第21回テレストラ全国先住民芸術賞受賞者5人のうち2人がマニングリダのアートセンターに登録されている芸術家であった。
 - 8) Djelk は、この地域の諸言語の1つであるゴルゴニ語で「土地」あるいは「土地の世話」を意味する。
 - 9) クイーンズランドのサトウキビ畑の害虫を駆除するために1935年にハワイから移入された。1匹のメスは1回に2万個産卵する。
 - 10) ジョルク・レンジャーのメンバーとのインタビュー (2004年8月13日、マニングリダ)
 - 11) 販売用ではなく、マニングリダの町やアウトステーションに植樹するため。
 - 12) 今日では年寄りの多くは、クリニックがある町に居住しているが、ブッシュの食べ物をなつかしがるといふ。そのために女性たちは、時折、貝やカメ、トカゲ、果物などを採集して町に住む年寄りに届けている。
 - 13) バウイナング組合事務長 David Bond 氏とのインタビュー (2004年8月13日、マニングリダ)
 - 14) ダーウィンから東に約200km、サウスアリゲータ川を中心にウェストアリゲータ川とイーストアリゲータ川に囲まれた地域で、アーネムランド台地に続く絶壁の西側に大氾濫原がある。
 - 15) 合意時点で130万ドルの一括の支払いと、その後年間2万ドルの鉱山借地料 (加えて最初の4年間に、レンジャー鉱山に関する事務処理に関わる費用として北部土地評議会に15万ドル) および4.25%の鉱山使用料の支払いが合意された。
 - 16) 1978年に NT には自治政府が成立して、土地の所有権は連邦から自治政府へと移譲されていた。
 - 17) さらに、1983年に政権に復帰した労働党連邦政府は、ウラン採掘をレンジャー、オリンピック、ナバレクにある三鉱山に限定するという三鉱山政策を採択し、ジャビルカ、クンガラ鉱山開発は凍結された。
 - 18) アーネムランドとの境界の公園側にある売店。
 - 19) イエローウォータ・ボートクルーズの人気は高いが、クインダ・ロッジやジャビルにあるクロックダイル・ホテルは経営難に陥り、ホテル企業に買収されている。
 - 20) 2002年度は、総計で約113万ドルが土地権利者に支払われている [Australian Government 2003: 30]。
 - 21) Peter Wellings 氏とのインタビュー (2004年8月19日、ダーウィン)。
 - 22) カカドゥ国立公園設立当初は、管轄庁は National Parks and Wildlife Service であったが、その後 Australian Nature Conservation Agency と名称変更し、現在は Parks Australia North である。
 - 23) *Kakadu National Park Plan of Management* (<http://www.deh.gov.au/parks/publications/kakadu-pom.html>)
 - 24) ジャビルカ鉱山開発での借地料や鉱山使用料の受け皿として1982年に設立された。しかしジャビルカ鉱山は操業せず、鉱山使用料は支払われていない。
 - 25) ウルル-カタ・ジュタ国立公園で組織されている「アナング・ツアー (Anangu Tours)」は人気が高く、数多くの国際的な賞を受賞している。(Common Ground, no. 3, July 2004)
 - 26) 南米産の浮き草で、湖沼を覆ってしまうため、魚など水中の動植物を死滅させてしまう。
 - 27) Peter Wellings 氏とのインタビュー (2004年8月19日、ダーウィン)。
 - 28) 保全地公団 (Conservation Land Corporation) は現在、公園・野生動植物保全委員会 (Parks and Wildlife Commission) となっている。
 - 29) *Nitmiluck National Park Plan of Management October 2002*, pp. 6-7.
 - 30) *Ibid.*, p. 24.
 - 31) *Common Ground*, no.2, January 2004.
 - 32) 'Aboriginal Involvement in Nature Conservation and Land Management - Review of Management Arrangements in Australia', unpublished information paper, Peter Wellings 氏より入手。
 - 33) Department of Infrastructure, Planning and Environment, Northern Territory Parks and

- Conservation Master Plan, 'Issue Paper: Biodiversity Conservation in the NT-does it matter?', 2004.
- 文 献
- Australian Government Director of National Parks
2002 *Annual Report 2001/02*. Canberra: Commonwealth of Australia.
- Australian Government Director of National Parks
2003 *Annual Report 2002/03*. Canberra: Commonwealth of Australia.
- Bawinanga Aboriginal Corporation (BAC)
1995 *Djerk Ranger Statement*. Maningrida: BAC.
- Bawinanga Aboriginal Corporation (BAC)
2003 *Annual Report 2002/03*. Maningrida: BAC.
- Birkhead, Jim, Terry de Lacy and Laurajane Smith (eds)
1993 *Aboriginal Involvement in Parks and Protected Areas*. Canberra: Aboriginal Studies Press.
- Dyer, Rodd, et. al. (eds)
2001 *Savanna Burning ; Understanding and using fire in northern Australia*. Darwin : Tropical Savannas CRC.
- Head, Lesley
1995 'Australian Aborigines and a changing environment-views of the past and implications for the future' in Birkhead et. al. (eds), *Aboriginal Involvement in Parks and Protected Areas*, pp. 47-56.
- Jawoyn Association
1994 *Rebuilding the Jawoyn Nation : Approaching economic independence*. Katherine : Jawoyn Association.
- 鎌田真弓
2002 「「聖地の保全」をめぐる政治的対話—オーストラリア・アボリジニの鉱山開発反対運動を事例として」『国際政治』129:124-140.
- 鎌田真弓
2004 「アボリジニ・コミュニティの自治—マニングリダを事例として」『名古屋商科大学総合経営・経営情報論集』48 (2) : 73-89.
- Lawrence, David
1996 *Managing Parks/Managing 'Country' : Joint Management of Aboriginal Owned Protected Areas in Australia*. Research Paper 2 1996-1997. Darwin : Department of the Parliamentary Library.
- Lawrence, David
2000 *Kakadu : The Making of a National Park*. Carlton South: Melbourne University Press.
- Northern Land Council (NLC)
2003 *Annual Report 2002/03*. Darwin : Northern Land Council.
- Palmer, Lisa
2001 *Kakadu as an Aboriginal Place: Tourism and the Construction of Kakadu National Park*, PhD Thesis submitted to the Faculty of Aboriginal and Torres Strait Islander Studies, Northern Territory University.
- Parks and Wildlife Commission of the Northern Territory
1997 *Annual Report 1996/97*. Palmerston: Parks and Wildlife Commission of the Northern Territory.
- Parks and Wildlife Commission of the Northern Territory
2000 *Aboriginal Cultural Interpretation Guidelines for the Northern Territory*. Palmerston: Parks and Wildlife Commission of the Northern Territory.
- Press, Tonny and David Lawrence
1995 'Kakadu National Park: reconciling competing interests' in Tonny Press et. al. eds, *Kakadu : Natural and Cultural Heritage and Management*, pp. 1-14.
- Press, Tonny, David Lea, Ann Webb and Alistair Graham (eds)
1995 *Kakadu : Natural and Cultural Heritage and Management*. Darwin: Australian Nature Conservation Agency and North Australia Research Unit, The Australian National University.
- Taylor, Robert, ed.
2002 *Harvesting of Didjeridu by Aboriginal People and Their Participation in the Industry in the Northern Territory*. A report to Agriculture, Fisheries and Forestry, Australia. Palmerston, Parks and Wildlife Service.
- Woenne-Green, Suzan, Ross Johnston, Ros Sultan and Arnold Wallis
1994 *Competing Interests: Aboriginal Participation in National Parks and Conservation Reserves in Australia*. Fitzroy : Australian Conservation Foundation (ACF).